

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条及び第 118 条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関として指定した。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（（ ）は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（2）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携型特定地域医療提供機関（1）	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定（指定期間：指定日から 3 年間）

申請医療機関名	指定申請内容	指定事由	指定日
札幌医科大学附属病院（札幌市）	特定地域医療提供機関	救急医療及び地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和 6 年 12 月 27 日
	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和 6 年 12 月 27 日
日高德洲会病院（日高郡新ひだか町）	特定地域医療提供機関	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和 6 年 12 月 27 日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
札幌医科大学附属 病院 (札幌市)	特定地域医療 提供機関 (B水準)	救急医療及び 地域において 当該病院又は 診療所以外で 提供すること が困難な医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や 医師の労働時間短縮に向けた取組として、 医師の面接指導及び就業上の措置 の実施体制の整備やタスク・シフト/シ ェアの実施がなされているが、医師の 労働時間短縮に向けた研修・周知の実 施などが計画段階であることから早期 実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組 の他、都道府県からの必要な支援を講 じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。
	連携型特定地 域医療提供機 関 (連携B水準)	医師 派遣	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や 医師の労働時間短縮に向けた取組として、 医師の面接指導及び就業上の措置 の実施体制の整備やタスク・シフト/シ ェアの実施がなされているが、医師の 労働時間短縮に向けた研修・周知の実 施などが計画段階であることから早期 実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組 の他、都道府県からの必要な支援を講 じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。
日高德洲会病院 (日高郡新ひだか 町)	特定地域医療 提供機関 (B水準)	地域に おいて 当該病 院又は 診療所 以外で 提供す ること が困難 な医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や 労働時間短縮に向けた取組として、医 師の面接指導及び就業上の措置の実 施体制は整備されているが、医師の 労働時間短縮に向けた研修・周知の実 施や医師の業務の見直しの実施など が計画段階であることから早期実施 に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組 の他、都道府県による必要な支援を 講じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。